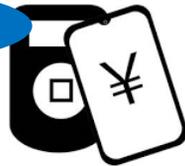


キャッシュレス決済機器等を
導入したみなさん必見！！



太田市キャッシュレス決済機器等導入助成金

申請期間：令和4年9月1日（木）～令和5年1月31日（火）

※受付時間：平日9時～12時、13時～17時

※予算に達したら、申請受付終了

助成金額

◎1店舗につき対象経費の総額、

かつ **20万円** を限度。

※1店舗につき1回限り。

※キャッシュレス決済機器が5台以下の店舗は、
10万円を限度とする。

対象経費

◎以下の購入・設置費用（税抜き）が対象経費です。

○キャッシュレス決済端末本体（機器増設含む）

○付属機器

①決済端末に関連する機器

（例：暗証番号入力用キーパッド、電子マネー決済用の非接触リーダライタ、
バーコードリーダー、レシートプリンタ、その他キャッシュレス決済関連機器）

②汎用端末

（例：タブレット、パソコン、スマートフォン等）

※お店のために使用するものに限る

③ネットワーク接続機器

（例：Wi-Fiルーター等）

※店内に設置するものに限る

※令和4年4月1日（金）から令和5年1月31日（火）

までに購入、設置したもの。

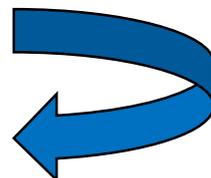
※国、県、市の補助金の交付対象として申請していないもの



【太田市ホームページ】



【申請書類一覧】



【裏面もご確認ください】

対象者

※下記のすべてに該当するか確認してください。

○太田市内に店舗を有する中小企業者等または小規模事業者であり、かつ対面決済を行う事業者

※助成対象の事業形態・・・下記の①②のいずれかに該当すること

①販売又はサービスを提供する来店型店舗

②キッチンカー、移動販売車等の移動型店舗

○個人事業主又は法人にあっては代表者が令和4年4月1日から引き続き太田市内で事業を行っていること

○大企業者（※1）ではないこと

○大企業者である親会社から一定の割合で出資を受けておらず、大企業者の支配下ではないこと

ただし、大企業者であっても、太田市デジタル金券加盟店であり、「専用磁気カード」が利用可能な店舗は除く

○風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に該当する店舗経営者ではないこと

○暴力団員等ではないこと

○外国人にあっては、就労のための在留資格を有していること

○市税を滞納していない者
（法人及び個人〈法人にあっては代表者個人〉）

◇代表者が太田市に住民登録していること
（事業形態が、②移動型店舗に該当するときのみ）

※1 詳細はホームページから確認してください。

お問合せ（平日8時30分～17時15分）
太田市役所産業政策課商業係（太田市役所5階）
直通：0276-47-1834
E-mail：025300@mx.city.ota.gunma.jp